

発行:岩田いくま 〒168-0082 杉並区久我山5-24-30-103

TEL/FAX;03-3247-8660 E-Mail;ikuma@gakushikai.jp

HP;http://ikuma-iwata.net ( 毎日更新しています! )

岩田いくま(生真)略歴:昭和46年(1971年)生。都立西高、東京大学卒。外資系コンサルティング会社勤務を経て、平成15年5月より杉並区議会議員(区政杉並クラブ所属。現在、幹事長)。平成19年5月より2期目。

趣味:バレーボール(大学時代は母校で部活動のコーチを行う)、読書。

家族:妻、長男(6歳)、長女(3歳)、次男(1歳)。

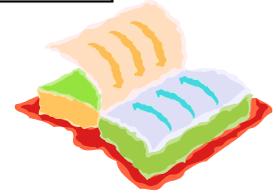
平成21年度一般会計予算は1,430億円

平成21年度の杉並区各会計予算が可決されました。

一般会計予算は1,430億円で、前年比7.5%の減となります。

(減少の主な原因は、借金の前倒しでの返済を行わないことです。)

なお、一人当たりの予算額を計算すると、26万6千円になります。



一般会計	1,430億円
国民健康保険事業会計	516億円
老人保健医療会計	1億円
介護保険事業会計	281億円
後期高齢者医療事業会計	104億円
総計	2,332億円

\*老人保健医療は、後期高齢者医療へ移行



平成21年度予算は、景気後退に伴う歳入の減少を見込み、全般に堅実なものとなっています。

そうした中でも、喫緊の課題である

経済・雇用対策や保育園待機児対策を実施し、一方で区政の長期展望である「減税自治体構想」や「教育基本条例等」の具体化も図られており、バランスのとれた予算になっているといえます。

迷惑タバコは2千円



平成15年の条例制定以降、区内6カ所の路上禁煙地区において、歩きタバコの人数は大幅に減少しましたが(例:高井戸駅周辺では9.5%減)、

根絶を目指して過料を徴収することになりました。

✓実施地区:路上禁煙地区(JR西荻窪、JR荻窪、JR阿佐ヶ谷、JR高円寺、井の頭線高井戸、西武新宿線上井草 の各駅周辺)

✓実施時期:平成21年10月~

✓過料の金額:2,000円

✓徴収方法:即時に現金で徴収



費用対効果を考えると疑問も残りますが、区民の安全と環境美化のために、一度徹底して行うことは必要と考えます。

富士見ヶ丘駅のバリアフリー化



懸案となっていた井の頭線富士見ヶ丘駅のバリアフリー化が、実施に向けて動き出しました。

✓構造:橋上化

✓駅内:エレベーター、エスカレーター、多目的トイレ

✓駅外(北口):エレベーター、エスカレーター

✓駅外(南口):エレベーター

✓バリアフリー化完了予定:平成22年度末

予算特別委員会では、今回も全部門で質問に立ちました。

**<第1部:歳入>**

- 自治体への寄付  
(当ページ下段で紹介)

**<第2部:議会費、総務費、生活経済費、職員費>**

- 世代別予算
- 区内商業振興と職員人事交流

**<第3部:保健福祉費、環境清掃費>**

- 保育園
- 長寿応援ポイントと地域通貨
- 骨髄バンク支援(3ページで紹介)

**<第4部:都市整備費、教育費>**

- 都市計画高井戸公園
- 公園の安全管理
- 幼児教育

**<第5部>**

- 会派意見開陳



**自治体への寄付**

「ふるさと納税」制度が始まりました。この仕組みは、新たに税を納めるものではなく、**自治体に寄付をした場合、住民税額の概ね1割までは、その分が減税される**、というものです(但し、5,000円の自己負担がかかります)。

つまり、**納税者が税金の納付先を(寄付を通じて)選べる**制度が整ってきた、ということです。そこで、杉並区民が市に寄付をした場合を考えてみます。

一般的には「杉並区の住民税が減って、市の収入が増える」と思われがちですが、正確には「**杉並区と東京都の住民税及び国の所得税が減って、市の収入が増える**」こととなります。

例えば、住民税課税総所得金額1,000万円の人が市に18万円寄付をすると、右の表のようになります。

市	180,000円の収入
⇕	
寄付をした人	5,000円の自己負担
国の所得税	57,800円の減少
都の住民税	46,900円の減少
区の住民税	70,300円の減少

ではここで、市を杉並区とする(つまり、**杉並区民が杉並区に寄付をする**)とどうなるでしょうか？

右の表でみれば、杉並区の収入は  
180,000円 - 70,300円 = 109,700円  
増えることとなります。逆に、都に寄付をされた場合は、都の収入は133,100円増え、区の収入は70,300円減ることとなります。

つまり、「**都に税金を納めるか、杉並区に税金を納めるかを、寄付を通じて区民が選択できる**」ということです。ならば、**杉並区は「選ばれる自治体」=「魅力ある自治体」を目指していかなければなりません。**

質疑のなかでは、

寄付をしやすいように、5,000円の自己負担を実質的になくす方策を考える(例:杉並区に寄付をした人に対し、5,000円分の区内共通商品券等を配る)

寄付した額(の一定割合)の使い道を指定できるようにする(例:環境保全に使用してほしい、小学校の教育活動に使用してほしい等) **区民の区政参画につながります**

等で**寄付の魅力を高める方策**を例示し、積極的に取組むよう求めました。

行政からは、「寄付文化の醸成を検討する中で考えていきたい」と、前向きな答弁がありました。

## 骨髄バンク支援



杉並区では、平成13年から「献血及び骨髄バンク登録推進活動」を行っています。

骨髄バンク集団登録会は平成13年以降17回行われ、計133名が登録しています。

平成21年度は普及啓発活動に力をいれるため、鎌田實さんの講演会(9月5日予定)や本田美奈子さんのフィルムコンサート(10月末予定)も計画されています。

こうした普及啓発活動も重要ですが、**ドナー(骨髄提供者)に選ばれた人の負担軽減も考える必要がある**と私は考えます。

\*実際にドナーに選ばれると、検査や自己血採血、3泊4日の入院等で、総計10日程度は時間をとられます。

骨髄移植推進財団の資料によれば、平成20年に骨髄提供を依頼された人の12%(2,707人)が、**仕事や家庭の事情(子育て・介護等)により、骨髄提供者となることを断念**しています。

せっかくの善意を活かし、骨髄移植を円滑に実施していくためにも、**ドナーに対する子育て支援や介護支援は自治体として行うべき**と指摘しました。

5月から始まる裁判員制度においても、裁判員に選ばれた方に対する子育て支援や介護支援が課題となっています。

行政からは、「裁判員への対応とあわせて、支援できるように検討していきたい」との答弁をえました。

## 活動報告 : 地域活動

- 昨秋も、恒例の

### 「小学校でのゲストティーチャー」

を数回行いました。

授業内容は、例年通り「運動会の練習」です。

**既に5年目**ですが、毎年教える子供達は入れ替わっていくので、いつも新鮮な気持ちで取り組んでいます。

年が明けて、その子供達からお手紙集をいただきました(下の写真がその表紙)。

3・4年生120名からの手紙は、非常に読み応えがありました。

一人ひとりに返事を書きながら、

「これからも呼んでいただける限り、続けていきたい」と改めて思いました。

\*私事ですが、この春からはPTAの仲間入りです。

- 知的障害者へのバレーボールの指導も続けています

(原則、土曜日の15時から)。

ボランティアの方は随時募集

しておりますので、ご興味をお持ちの方は岩田までご連絡ください。

- 今年も、地域の子供達への「よさこいソーラン節踊り」の指導を行っています(原則、土曜日の10時から)。4月には、地域の2つのお祭りで踊り、福祉施設への慰問も行います。もし見かけましたら、子供達に暖かい応援をお願いいたします。

- 2月に行った「**区政に関する意見交換会**」では、多くのご意見をいただきました。ありがとうございました。

次回は夏を予定しておりますので、皆様ぜひお越しください。

日時については、次号でお知らせいたします。



平成20年度補正予算(第4号)には、話題の定額給付金(\*)の他、「子育て応援特別手当」も盛り込まれました。

(\*)杉並区における定額給付金は約78億円、その事務費は約3億6,000万円です。

子育て応援特別手当とは、現在の厳しい経済情勢下における多子世帯の子育て負担軽減策として、国により行われた施策です。

単年度(今回限り)の手当であること、所得制限がないことから、「定額給付金の、特定層向け追加版」と考えていただければよいと思います。

**<子育て応援特別手当>**

支給対象者	下記全ての条件を満たす子
	平成14年4月2日～平成17年4月1日生 (平成20年4月1日において3～5歳)
	第2子以降
	第1子が18歳以下
支給額	一人当たり3万6,000円

しかし、この手当はあまりに条件が複雑で、かつ「なぜこの条件なのか？」が私には納得できません。

具体例で考えると(下記例の年齢は、平成20年4月1日現在)、

(A) **子供が7歳、5歳、3歳**      **7万2,000円の手当**

(B) **子供が4歳、2歳、0歳**      **手当なし**

となります。

(A)と(B)で、そんなに子育て負担が違うものでしょうか？

国の説明では、「2歳までは児童手当加算がある」「3歳からはほとんどの子供が保育園か幼稚園に通うため、負担が増える」等がありますが、児童手当は所得制限があるので今回の「所得制限なし」とは整合性がありませんし、保育園の保育料は、3歳になると安くなります(例:所得税課税額が40万円の世帯の場合、3歳未満児の保育料は月4万円、3歳児の保育料は月2万2,600円)。

国の施策である(財源は定額給付金同様、全て国庫補助金)ため反対はしませんでした。が、あまりに不可解な施策であるため、区の独自施策でこうした“おかしな”ことをしないよう、質疑を通して要望いたしました。



-----<キリトリ>線-----

-----<キリトリ>線-----

区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。

**FAX: 03-3247-8660**

**E-Mail: ikuma@gakushikai.jp**

お名前:

ご住所:

TEL:

FAX:

E-Mail:

質問・ご意見・ご要望: